

(仮称)生涯学習センター整備等事業の実施方針

平成14年7月

杉 戸 町

【 目 次 】

(仮称)生涯学習センター整備等事業の実施方針

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業選定にあたっての考え方等に関する事項	3
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	募集及び選定スケジュール	4
2	参加資格要件	4
3	民間事業者の審査及び選定に関する事項	6
4	提出書類の取り扱い	7
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	7
1	民間事業者の業務範囲	7
2	町の業務範囲	8
3	事業期間等	8
4	想定される責任及びリスクの分類と町・民間との分担	9
5	町に提供されるサービスの水準	9
6	公共施設の管理者による支払に関する事項等	9
7	民間事業者の責任の履行に関する事項	9
8	町による事業の実施状況の監視	9
第4	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	10
1	施設の立地条件	10
2	土地の使用に関する事項	12
3	建物等の建設要件等	12
第5	事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	13
1	基本的な考え方	13
2	具体的な措置	13
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	14
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	14
3	その他の支援に関する事項	14
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
1	議会の議決	14
2	情報公開及び情報提供	14
3	入札に伴う費用負担	14
	実施方針等に関する問合せ先	15
	別添資料：想定されるリスク分担表	16

(仮称)生涯学習センター整備等事業の実施方針

杉戸町(以下「町」という。)は、(仮称)生涯学習センター整備等事業(以下「本事業」という。)を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)に則り、実施することとする。本実施方針は、PFI法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

(仮称)生涯学習センター整備等事業

(2) 対象となる公共施設の種類

ア 名称

(仮称)杉戸町生涯学習センター(以下、「生涯学習センター」という。)

イ 建設計画地

杉戸町大字大島字沼地内

(施設の立地条件は第4に記載)

(3) 公共施設等の管理者等

杉戸町長 小川 伊七

(4) 事業目的

本事業は、第4次杉戸町総合振興計画の中で位置付けられた「生涯学習活動の拠点施設として図書館本館機能を兼ね備えた」生涯学習センターの整備を図るものである。

(5) 事業内容

下記の部門から構成される生涯学習センターの整備・運営維持管理を実施する。

ア 総合共通部門

イ 資料・情報部門

ウ 学習・創造活動を支援する部門

エ 管理・運営部門

また、付帯事業として隣接する運動広場の運営維持管理業務も実施する。

(6) 事業に必要とされる関連法令等

民間事業者は、本事業の実施にあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

関連する法令等は、次のとおりである。

- ア 社会教育法
- イ 図書館法
- ウ 都市計画法
- エ 建築基準法
- オ 消防法
- カ 下水道法
- キ 水道法
- ク 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ケ その他関係法令等

(7) 事業の範囲

本事業は、PFI 法に基づき、新たに生涯学習センターの設計、施工、運営維持管理業務及び付帯事業を遂行することを事業の範囲とする。

また、具体的な事業範囲は次の業務を含むものとする。

なお、資料・情報部門（図書館本館機能）の運営維持管理業務、図書館情報システム及び図書館情報ネットワークの設計・構築・運営維持管理業務については、町が自ら実施する。

ア 生涯学習センターの建設及びその関連業務

- (ア) 工事監理
- (イ) 施設の設計及びその関連業務
- (ウ) 施設の土木・建築工事及びその関連業務
- (エ) 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務

イ 生涯学習センターの運営維持管理業務

- (ア) 施設の運営維持管理業務
- (イ) 施設及び敷地内の清掃業務
- (ウ) 施設及び敷地内の警備業務

ウ 付帯事業

運動広場の運営維持管理業務

(8) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュール内容は、次のとおりである。

ア 実施方針に関する質問回答、意見招請	平成 14 年 8 月
イ 特定事業の選定の公表	平成 14 年 9 月
ウ プロポーザルの公告	平成 14 年 9 月
エ 事業者の決定	平成 15 年 3 月
オ 民間事業者と仮契約締結	平成 15 年 5 月
カ 民間事業者と本契約締結	平成 15 年 7 月
キ 施設建設完了（性能確認済）	平成 17 年 10 月
ク 供用開始（平成 17 年度開館）	平成 18 年 3 月
ケ 事業終了	平成 38 年 3 月

(9) 事業方式

生涯学習センターの施設特性や事業範囲等の観点から、BTO方式（Build, Transfer and Operate：民間事業者が施設を建設し、竣工後速やかに町に所有権を移転し、事業期間中、運営維持管理業務を遂行する方式）を事業手法として整備を行う。

2 特定事業選定にあたっての考え方等に関する事項

以下の考え方、手順に従い、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定にあたっての考え方

下記の考え方をもとに、本事業を PFI 手法により実施した場合、従来型の手法により実施した場合に比べて、公的財政資金の効率的活用が図れることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

ア 事業期間中における公的財政負担について、建設費及び運営維持管理費の観点から定量的評価を行い、その結果として、公的財政負担の削減が見込めること。

イ 事業期間中における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として、公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込めること。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ 民間事業者に移転されるリスクの検討
- ウ PFI 事業として実施することの定性的評価
- エ VFM (Value for Money) の検討による総合的評価

(3) 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

前項の規定に従い、特定事業を選定した場合には、VFM 評価結果を明らかにした上で、町のホームページ等により公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から町が要求する性能要件を満足することが見込める応募提案内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。

募集及び選定のスケジュールは、次のとおり設定する。

平成 14 年 8 月	実施方針に関する質問回答、意見招請
平成 14 年 9 月	特定事業の選定の公表
平成 14 年 9 月	プロポーザルの公告
平成 14 年 9 月	募集要項の配布
平成 14 年 9 月	募集要項の説明会
平成 14 年 10 月	募集要項に関する質問の受付・回答
平成 14 年 10 月	応募事業者からの参加表明
平成 14 年 11 月	資格審査
平成 14 年 12 月	提案書の提出 (公募型プロポーザル)
平成 15 年 3 月	事業者の決定
平成 15 年 5 月	民間事業者と仮契約締結
平成 15 年 7 月	民間事業者と本契約締結

2 参加資格要件

入札に参加する民間事業者 (以下「応募者」という。) は、本事業を実施する単独企業又は企業グループであって、以下の資格要件を全て満たすことが必要である。

なお、同一応募者が複数の提案を行うこと、及び複数の企業グループを構成することは、禁止される。

また、町は応募者の資格の確認を行うため、資格審査を実施する。

(1) 基本的な資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないものであること。

イ 杉戸町指名競争入札参加資格者名簿に登録している者で、指名停止期間中でない者であること。(グループの場合には、代表者が満たすことが必要である。)

ウ 次の各法律の各規定による各申立てがなされていないものであること。

(ア) 商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

(イ) 破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

(ウ) 旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て

(エ) 会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て

(オ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

(カ) 建設業法第3条第1項の規定に基づく、土木建築一式工事及び機械器具設置工事につき特定建設業の許可を得ていること。

ただし、上記の(エ)及び(オ)に該当する者については、会社更生法に基づいて更正手続き開始の申立てがなされている場合、もしくは民事再生法に基づいて再生手続き開始の申立てがなされている場合、手続開始の決定後、参加資格が付与される。

(2) 経営状況

応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木建築工事業に係る建設業の許可を受けた者のうち、経営事項審査結果通知書の総合評点をもとに、参加資格の有無を審査する。参加資格の基準とする総合評点は募集要項に規定する。

また、最近2年間、次の税の滞納をしていないこと。

国税；法人税、消費税

県税；法人事業税

市町村税；法人市町村民税、固定資産税

(3) 生涯学習センターの施設整備及び提案技術に関する実績

応募者は、過去に次の事業実績を有するものであること。

ア 図書館の設計又は、施工の実績

イ 多目的ホール(収容規模300人以上)の設計又は、施工の実績

(4) その他の参加不適格者

ア 本事業の業務に携わっている者(コンサルタント業務等)

イ 事業者選定委員会の委員本人及び委員が属する企業及びその関係会社

(5) 資格確認基準日

資格確認基準日は、平成 14 年 11 月頃を予定。

3 民間事業者の審査及び選定に関する事項

(1) 審査・選定に関する基本的考え方

審査に際しては、識見を有する者及び町職員で構成する選定委員会において、事業者選定基準について承認を得た後、プロポーザル公告時に公表する。

(2) 事業者選定基準を定めるにあたっての指標

ア コスト面

生涯学習センターの整備に係る建設費、運営維持管理委託費

イ 運営・サービス水準面

生涯学習センターの運営維持管理内容、管理運営計画等

ウ 民間事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性

土地利用、建築物のデザイン、植栽等修景施設の計画等

エ 資金調達面・確実性・安全性

民間事業者の財務状況、過去の実績等

(3) 審査・選定手順に関する事項

審査は、資格審査と提案審査に分けて実施し、最終的な民間事業者の選定は、事業者選定基準書に基づき、コスト面からの定量的評価、並びに運営・サービス水準面等からの定性的評価を行った上、最も有利なものを選定することとする。

なお、各審査の視点は、次のとおりである。

ア 資格審査

応募者の具備すべき参加資格要件の有無

イ 提案審査

(ア) 価格

(イ) その他提案内容（建設、運営維持管理業務の提案内容、リスク分担の妥当性等）

(4) 審査・選定結果及び評価の公表方法

町は、選定委員会における審査・選定の結果を取りまとめて、町のホームページ等により公表する。

4 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

ア 選定された提出書類の著作権は町に帰属されるが、選定されなかった提出書類の著作権は、それぞれの提案者（グループを含む）に帰属される。

イ 町は、選定された提出書類の展示権を有する。

ウ 選定された提出書類の複製権は、町に帰属される。

(2) 返却

選定されなかった提出書類については、それぞれの提案者（グループを含む）に返却しない。

第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 民間事業者の業務範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 事前業務

ア 本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立業務

イ 本事業の実施に必要な各種申請業務、設置事前協議業務

(2) 生涯学習センターの設計・施工業務

ア 工事監理

イ 生涯学習センターの設計及びその関連業務

ウ 生涯学習センターの土木・建築工事及びその関連業務

エ 生涯学習センターの機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務

(3) 生涯学習センターの運営維持管理業務

ア 生涯学習センターの維持管理業務（資料・情報部門の維持管理業務を除く）

イ 学習・創造活動を支援する部門の運営業務

- ウ 生涯学習センター及び敷地内の清掃業務
- エ 生涯学習センター及び敷地内の警備業務

- (4) 付帯事業
 - 運動広場の運営維持管理業務

- (5) その他の業務
 - 町への施設等所有権移転業務

2 町の業務範囲

町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 資料・情報部門の運営維持管理業務
- (2) 総合共通部門及び管理・運営部門の運営業務
- (3) 事業の実施状況の監視
 - 町は、本事業の実施状況の監視を行う。なお、監視の方法については、募集要項に規定する（本事業の実施状況の監視の概略については、第3の8を参照）。
- (4) 費用の支払い
 - 町は生涯学習センターの建設に要する費用、並びに運営維持管理に要する費用（資料・情報部門（図書館本館機能）の運営維持管理業務に要する費用を除く）及び運動広場の運営維持管理業務に係る費用を、契約書に規定する方法により民間事業者に支払う。
 - これらの支払条件等については、募集要項に規定する。

3 事業期間等

生涯学習センター及び運動場の運営維持管理期間は20年間とする。
また、契約書には別途下記スケジュールを記載する。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 設計・施工期間 | 平成15年7月～平成17年9月 |
| (2) 施設建設完了（性能確認済）の期限 | 平成17年10月 |
| (3) 供用開始時期 | 平成18年3月 |
| (4) 事業終了時期 | 平成38年3月 |

4 想定される責任及びリスクの分類と町・民間との分担

(1) 責任及びリスクの分担の考え方

ア 生涯学習センターの設計・施工・運営維持管理（運動広場は運営維持管理業務のみ）の責任は、原則として民間事業者が負うものとするが、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うこととする。

イ 本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

(2) 想定されるリスクと責任の分担

町と民間事業者のリスク分担は、原則として別添「想定されるリスク分担表」によることとし、その分担の程度等については、契約書等において規定する。

なお、分担の詳細については募集要項及び契約書に規定する。

5 町に提供されるサービスの水準

(1) 民間事業者は、募集要項に規定する、生涯学習センターの機能（性能要件）を十分満たすことが可能な設計・施工・運営維持管理（運動広場は運営維持管理業務のみ）を行うこととする。

(2) 町に提供されるサービスの水準として、実施設計図書の作成、それに基づく建設工事、並びに運営維持管理に関する条項を募集要項に規定する。

6 公共施設の管理者による支払に関する事項等

町は、契約の条項に従い提供されるサービスの対価を支払う。また、サービスの対価に係るリスク分担及びペナルティの考え方を募集要項に提示する。

7 民間事業者の責任の履行に関する事項

民間事業者は、作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

8 町による事業の実施状況の監視

(1) モニタリング

ア 設計時

民間事業者は、設計内容について町から定期的に確認を受け、設計完了時に町

の承認を受けるものとする。

イ 工事施工時

民間事業者は、定期的に町から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、町が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

ウ 工事完成時

民間事業者は、施工記録を用意して、現場で町の確認を受ける。

エ 施設供用開始後

町は、定期的に業務の実施状況を確認する。

オ モニタリング費用

モニタリング費用は、町の負担とする。

(2) 支払の減額等

民間事業者が実施する生涯学習センターの建設、運営維持管理（運動広場は運営維持管理業務のみ）について、契約で定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払いの減額等を行うとともに、民間事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求める。

(3) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後の生涯学習センターの運営維持管理委託を継続して実施するか否は、運営維持管理を開始してから民間事業者との協議により決定する。

第4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 建設計画地

杉戸町大字大島字沼地内

(2) 敷地面積

約 9,799.81 m²

(3) 地域地区等

ア 平成14年7月現在

(ア) 用途地域 市街化調整区域（無指定）

(イ) 建ぺい率 70%以下

(ウ) 容積率 400%以下

(エ) 建物高さ制限 なし

イ 平成16年5月施行予定

(ア) 用途地域 市街化調整区域(無指定)

(イ) 建ぺい率 60%以下

(ウ) 容積率 200%以下

(エ) 容積率前面道路係数 0.4

(オ) 道路斜線制限 1.25

(カ) 隣地斜線制限 20m+1.25

(キ) 日影規制 4h・2.5h

(4) 施設内容

各部門の想定は次のとおりとし、面積規模は概ねの目安を示した。詳細は民間事業者の提案によるものとする。

部門	施設	規模	
総合共通部門 (433 m ²)	エントランス広場	エントランス	40 m ²
		ギャラリー	150 m ²
		町民情報コーナー	15 m ²
	くつろぎと喫茶・軽食コーナー		60 m ²
	総合案内やサービスのためのカウンター		50 m ²
	新聞・雑誌コーナー	雑誌	33 m ²
		新聞	10 m ²
		閲覧席	75 m ²
資料・情報部門 (1,290 m ²)	資料の検索と案内		20 m ²
	一般開架スペース	一般図書	464 m ²
		参考図書	28 m ²
		閲覧席	144 m ²
	視聴覚・情報検索部門	AV資料	30 m ²
		AV鑑賞席	30 m ²
		検索席	30 m ²
	地域・行政資料スペース	資料	16 m ²
		閲覧席	45 m ²
		研究スペース	15 m ²
	児童開架スペース	資料	129 m ²
		閲覧席	72 m ²
		お話コーナー	20 m ²
		幼児・ママコーナー	20 m ²
		児童カウンター	15 m ²
	青少年開架スペース	資料	51 m ²
		閲覧席	126 m ²

		グループ利用コーナー	20 m ²	
		朗読サービス室（兼録音室）	15 m ²	
学習・創造活動を支援する部門 (1,196 m ²)	多目的ホール	300人収容	390 m ²	
		準備室	25 m ²	
		スタジオ・AV室		150 m ²
	集会室	洋室（3室）	120 m ²	
		和室（2室）	60 m ²	
		創作室（美術・工芸・陶芸等）	150 m ²	
	適応指導教室	教室（洋室2室）	40 m ²	
		相談室（洋室2室）	15 m ²	
		事務室	15 m ²	
		パソコン指導室・情報交流室	90 m ²	
		パソコン用サーバ室	31 m ²	
	託児室・ボランティア室・住民参加・男女共同参画推進コーナー	110 m ²		
管理・運営部門 (430 m ²)	資料部門	資料選択スペース	20 m ²	
		荷解・配送スペース	20 m ²	
		受入・整理スペース	30 m ²	
		書庫	70 m ²	
	地域サービス部門	書庫(作業スペースを含む)	50 m ²	
	管理・運営部門	館長室兼応接スペース	20 m ²	
		事務スペース(運動広場管理室を含む)	150 m ²	
		印刷・製本スペース	20 m ²	
		スタッフルounge兼救護室	30 m ²	
		派遣職員控室	20 m ²	
共用スペース	機械室、倉庫、トイレ、階段、廊下等		651 m ²	
計			4,000 m ²	

注：ただし、「資料・情報部門」と「学習・創造活動を支援する部門」の比率が大幅に（10%以内）変更とならないよう、配慮を行うものとする。

2 土地の使用に関する事項

生涯学習センターの整備に必要な土地については、民間事業者は建設及び運営維持管理に必要な範囲において、無償で使用することができる。

3 建物等の建設要件等

生涯学習センターの配置計画、施設要件及び構造要件等の詳細については、募集要項に規定する。

第5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、町と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書等に規定する具体的措置に従うものとする。

契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 基本的な考え方

契約には、運営維持管理期間中に事業の継続が困難となった場合（民間事業者の経営の破綻、又はその懸念が生じた場合等）責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、民間事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、民間事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、町は、民間事業者に一定の回復期間を与えて、民間事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

但し、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは民間事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、町は、民間事業者との契約を解除し、運営維持管理に係る新たな民間事業者を公募することを原則とする。

2 具体的な措置

（1）民間事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

町は契約書の定めに従い民間事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、契約書に規定する。

（2）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

（3）融資機関（融資団）と町との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について民間事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と町が直接協議を行う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 民間事業者は、(2)のイについて、財政上、金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される場合には、これを町が民間事業者に対して支払う代金の軽減に充当するべく、町と協議する。

(2) 現時点で想定される財政上、金融上の支援等に関する事柄は次のとおりである。

ア 本事業に関する町有地の無償使用。

イ 日本政策投資銀行による融資。

(3) 町からの補助金、出資等の財政支援は行わないものとする。

3 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、町と民間事業者で協議を行い、対応策を検討する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

長期債務負担行為設定に関する議案を提出予定。(平成14年9月)

PFI 契約に関する議案を提出予定。(平成15年6月)

2 情報公開及び情報提供

杉戸町情報公開条例に基づき情報公開を行う。

情報提供は、適宜、町のホームページ等を通じて行う。

3 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先

杉戸町教育委員会

生涯学習施設建設準備室

所在地 〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2 - 9 - 2 9

電 話 0480-33-1111(代) 内線 384

0480-33-4056(直通)

FAX 0480-33-1118

ホームページ <http://www.town.sugito.saitama.jp>

別添資料：想定されるリスク分担表

(1) 生涯学習センター

段階	リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
			町	民間
共通	設計内容	民間事業者が実施した実施設計に関するリスク		
	設計変更	民間事業者によるV E設計変更に関するリスク		
	調査・測量ミス	町が実施した調査・測量		
		民間事業者が実施した調査・測量		
	不可抗力	天災、戦争などによる物的、人的損害		
	労災	建設、運営における従業員の労働災害		
建設段階	資金調達	初期投資額に見合う長期安定した資金調達		
	事業用地の確保	生涯学習センターの建設に必要な事業用地の確保		
	建設コストのオーバーラン	予想できなかった技術的問題や施工上の課題などにより、当初見積額以上の支出が発生		
	建設工事納期のタイムオーバーラン	施工に際して、設計ミスや事故の発生、想定したパフォーマンスが発揮できないことなどにより、サービスの提供時期が契約より遅れる		
	性能未達	契約で定められた仕様、サービスレベルを満たすことができない		
	仕様変更	建設中に、行政サイドの意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生		
		民間事業者の提案による仕様の変更		
	資材置き場の確保	施設の建設に要する資材置き場の確保		
	施工管理	施工管理に関するリスク		
	施設の損傷	引き渡し前の施設の損傷		
	物価変動	インフレ、デフレ等の発生		
	金利変動	金利の上昇		
運営維持管理段階	需要リスク	利用者の減少に伴う施設の採算性悪化		
	利用者からの賠償責任請求	運営上の事故や施工中に見えなかった瑕疵等による事故などでもたらされる利用者からの損害賠償請求		
	行政による仕様変更要求	運営期間中に行政の政策の変更や性能要件の水準変更に伴う改修費用の発生		
	施設・設備・提供サービスの陳腐化	技術革新等にとまなう施設・設備の陳腐化		
	維持管理費の上昇	物価や人件費の上昇による維持管理費の増加		
	修繕費の上昇	物価の上昇等による修繕費の増加		
	法制度、規制の変更	保有施設・設備や運営手法に係わる法制度、規制の変更に伴う再投資、サービスの停止		
	事故等による保有資産への物的損害	事故等第三者の責に帰す施設、設備等の損害の発生		
		運営上のミスなど民間事業者の責に帰す損害の発生		
	周辺住民からの賠償責任請求	運営上の問題による周辺住民への損害発生等による賠償責任		
金利変動	金利の上昇			

(2) 運動広場

段 階	リ ス ク 項 目	リ ス ク の 概 要	リスク分担	
			町	民間
運営維持 管理段階	利用者からの賠償 責任請求	維持管理上の事故や施工中に見えなかった瑕疵等による事故などでもたらされる利用者からの損害賠償請求		
	行政による仕様変 更要求	維持管理期間中に行政の政策の変更や性能要件の水準変更に伴う改修費用の発生		
	施設・設備・提供 サービスの陳腐化	技術革新等ともなう施設・設備の陳腐化		
	維持管理費の上昇	物価や人件費の上昇による維持管理費の増加		
	修繕費の上昇	物価の上昇等による修繕費の増加		
	法制度、規制の変 更	保有施設・設備や運営手法に係わる法制度、規制の変更に伴う再投資、サービスの停止		
	事故等による保有 資産への物的損害	事故等第三者の責に帰す施設、設備等の損害の発生		
		維持管理上のミスなど民間事業者の責に帰す損害の発生		
	周辺住民からの賠 償責任請求	維持管理上の問題による周辺住民への損害発生等による賠償責任		
	金利変動	金利の上昇		
	不可抗力	天災、戦争などによる物的、人的損害		
労災	維持管理における従業員の労働災害			